

# 実績評価書

(厚生労働省3(X I - 1 - 4))

<p>施策目標名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること (施策目標X I - 1 - 4) 基本目標X I : 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 : 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。</p> <p>○ そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。</p> <p>○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。</p> <p>○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。また、高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。</p> <p>○ そこで、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正により、今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成にあたり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進める(※1)こととしている。 ※1 令和3年4月1日施行済</p> <p>○ 上記の法改正を踏まえ、第8期(令和3年度～5年度)においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減していく令和22(2040)年までの双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて、第8期計画に位置付けることとしている。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費や都道府県における緊急時の応援派遣に係る体制構築の支援</li> <li>・ 介護施設等における感染症拡大防止対策に係る支援(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要な費用補助)</li> <li>・ 介護サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入支援</li> <li>・ 介護サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口設置、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等</li> <li>・ 介護支援専門員研修のオンライン化促進のための通信教材に係る環境の運用・保守、通信教材の管理</li> </ul>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月には149万人であったサービス利用者数は令和3年3月には509万人と約3.4倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。平成12年度は3.6兆円だった介護給付費は令和元年度には10.8兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、介護給付費は約15兆円になると推計されている。</p> <p>・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることを見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。</p>				
	<p>2</p>	<p>・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。</p> <p>・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図る。</p>		<p>総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>必要な介護サービスの量及び質を確保する。</p>		<p>利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,974,947,144千円の内数</p>	<p>3,097,653,185千円の内数</p>	<p>3,262,242,579千円の内数</p>	<p>3,335,743,622千円の内数</p>	<p>3,446,328,049千円の内数</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>▲2,876,186千円の内数</p>	<p>11,834,526千円の内数</p>	<p>24,169,385千円の内数</p>	<p>129,544,033千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>▲34,009,844千円の内数</p>	<p>42,703,722千円の内数</p>	<p>64,122,838千円の内数</p>	<p>70,141,843千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,938,526,801千円の内数</p>	<p>3,152,191,433千円の内数</p>	<p>3,350,534,802千円の内数</p>	<p>3,535,429,498千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,827,223,771千円の内数</p>	<p>2,894,249,244千円の内数</p>	<p>2,990,414,178千円の内数</p>	<p>3,064,199,204千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	①第190回国会における施政方針演説(安倍総理)	①平成28年1月22日	<p>①「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」も確保する社会保障制度へと改革を進めてまいります。在宅介護の負担を軽減します。特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅など多様な介護の受け皿を、2020年代初頭までに50万人分整備します。</p> <p>②(介護基盤整備の着実な推進) 緊急対策に基づき、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上(2015年度から2020年度までの増加分)の整備加速化に加え、在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せすることで2020年代初頭までに約50万人分を整備する。</p> <p>③「介護離職ゼロ」を目指し、50万人分の介護の受け皿を前倒して整備します。</p> <p>④…「介護離職ゼロ」。その大きな目標に向かって、…介護の受け皿整備を加速します。</p> <p>⑤2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備する。</p> <p>⑥2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。</p>
	②ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)	②平成28年6月2日	
	③第192回国会における所信表明演説(安倍総理)	③平成28年9月26日	
	④第193回国会における施政方針演説(安倍総理)	④平成29年1月20日	
	⑤第195回国会における所信表明演説(安倍総理)	⑤平成29年11月17日	
	⑥第196回国会における施政方針演説(安倍総理)	⑥平成30年1月22日	

達成目標1について		介護保険制度の適切な運営を図る。								
測定指標	指標1(令和2年度～)	<p>・ 適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。</p> <p>・ このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>								
	(アウトプット)	同上								
	【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i.35】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		基準値	年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	指標1(～令和元年度)	75.9%		100%	100%	100%	100%	100%		
認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合	(令和2年度以降の指標1の実績値)				75.5%	集計中(令和4年中集計予定)		○	-	
(アウトプット)	(令和元年度までの指標1の実績値)		75.9%	92.6%						

測定指標	<p>指標2</p> <p>要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33-i,35,⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。</li> <li>なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。</li> </ul>								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度において縮小すべき標準偏差の具体的な目標値を立てることは困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。</li> </ul> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書等から引用。 (参考)平成27年度実績:7.2、平成28年度実績:7.1</p>								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
		7.1	前年度に比べ、標準偏差を縮小(7.1以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.7以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.9以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.4以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(5.8以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小		△	
			6.7	6.9	6.4	5.8	6.4				
測定指標	<p>指標3</p> <p>要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野33-i,35,⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。</li> <li>この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。</li> </ul>								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度において縮小幅の目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。</li> </ul> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書等から引用。 平成27年度実績:10.7%、平成28年度実績:11.0%</p>								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
		11.0%	前年度に比べ、平均値を縮小(11.0%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.6%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.7%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(8.8%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(8.7%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小		△	
			9.6%	9.7%	8.8%	8.7%	9.1%				

測定指標	指標4 地域密着型サービス事業所数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	指標の選定理由	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。						○	(○)		
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:25,986件									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値			主要な指標	達成
			年度ごとの実績値									
		平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度				
		26,780件	前年度(25,986件)以上	前年度(26,780件)以上	前年度(27,502件)以上	前年度(27,782件)以上	前年度(28,198件)以上	前年度以上				
			26,780件	27,502件	27,782件	28,198件	集計中(令和4年度中目途公表予定)					
		【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数】	861件	975件	1,020件	1,099件	集計中(令和4年度中目途公表予定)					
		【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数】	5,342件	5,469件	5,502件	5,556件	集計中(令和4年度中目途公表予定)					
		指標5 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサー導入支援件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-vi】	指標の選定理由	人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							○	(○)
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上											
基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
	年度ごとの実績値											
平成29年度	平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1,120件	-		-	-	延べ3,000件	延べ6,000件	現状の実績を踏まえ必要に応じて検討					
	1,120件	2,214件	4,177件	6,610件	集計中(令和4年度中目途公表予定)							

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1について】 ① 指標1は、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が変わっているため、別枠に記載する等の記載を分ける必要がある。 ⇒ 指摘を踏まえ、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なることが分かるように別枠に実績値を記載した。また、平成30年度～令和2年度の実績値の単純平均を元に指標の達成状況を判定していたが、令和2年度以降は指標内容が異なることを踏まえ、指標の達成状況も「- (判定不能)」に見直した。
	② 達成目標1に係る効率性の評価として、「適切な評価を行うため、毎年度、評価指標の文言の見直しを検討を行っており、効率的な取組が行われている」と評価」と記載されているが、評価指標の文言を毎年度行うことが、効率的な取組と評価できるというのはどのような関係性になっているのか。 ⇒ 指摘を踏まえ、「効率性の評価」については、保険者が行う介護給付適正化事業や地域包括ケア見える化システムを活用した支援について効果的な取組が行われているとの記載に修正した。介護給付適正化事業について、平成30年度から令和2年度の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額にて推移している。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組が行われていると評価できるとの記載に修正した。
	【達成目標2について】 ③ 指標2及び指標3について、要介護認定の事務は自治事務である以上、自治体間での差異が全く許容されないものではなく、これまでの推移で、ある程度ばらつきが縮小してきており、今後はこれ以上ばらつきが広がらないことが課題なのではないか。その場合には、指標2及び指標3自体の評価の在り方(毎年度:前年度に比べ縮小という目標値の設定)を見直す必要があるのではないか。 ⇒ 指標2及び指標3について、目標値を「基準値を下回る」に修正する。なお、引き続きこれまでの傾向に変化が生じているかについても注視していく。

学識経験を有する者の 知見の活用	<p>④ 指標4について、地域密着型サービス事業所数の絶対数が増加していくことを評価することは、絶対数が一定割合存在しない段階では意味があるが、ある程度絶対数が増えているので、地域密着型サービス事業所数の増加と施設への入所割合の関係を分析することは可能ではないか。</p> <p>⇒ 地域密着型サービスの利用者数と施設系サービスの入所者数の推移の比較等は可能であるが、例えば、地域密着型サービス以外のサービス（指定居宅サービス）の増加や死亡等による入所の終了など、それぞれの増減理由が様々であり、地域密着型サービスの利用者数や事業者数と施設系サービスへの入所割合の関係を一概に数値で分析することは困難であると考えます。</p>
	<p>【その他】</p> <p>⑤ 施策目標には「介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る」との記載がある。また、現在、社会保障審議会介護保険部会でも、タスクシェア、タスクシフティング、文書負担の軽減、経営の大規模化等のこの評価書には記載されていない点も議論されており、厚生労働省として中長期的に進めていこうとしている内容は、随時指標として取り入れるなど、政策評価にも反映していくべき。</p> <p>⇒ 社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、適宜、指標の見直しを検討していく。</p>

評価結果と 今後の方向性	<p><b>目標達成度合いの測定結果</b> (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、令和3年度実績値は集計中であり、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なるため、現時点で指標の達成状況を判定することは困難であり、判定不能となった。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2は、令和3年度実績値(変更率の標準偏差6.4)の目標値(変更率の標準偏差5.8以下)に対する目標達成率は89.7%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。</li> <li>指標3は、令和3年度実績値(変更率の平均値9.1%)の目標値(変更率の平均値8.7%以下)に対する目標達成率は95.4%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。</li> <li>指標4は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度まで毎年度順調に地域密着型サービス事業所数は増加しており、現在の増加ペース(単年度平均473事業所)を維持すれば、令和3年度も目標値である前年度実績値を上回ると見込まれる。そのため、指標の達成状況としては「(○)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> <li>指標5は、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度時点で令和3年度延べ6000件の目標を超過しており、指標の達成状況としては「(○)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> </ul> <p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1を除き、いずれの指標の達成状況も、目標達成又は概ね目標達成であることから、評価基準に照らし、③(相当程度進展あり)かつB(達成に向けて進展あり)と判断した。</li> </ul>
	<p><b>総合判定</b></p> <p>(有効性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、令和3年度における指標内容と指標内容が同一である令和2年度の実績値は75.5%にとどまり、100%を下回っている要因としては、当該指標に該当していない保険者のうち、第1号被保険者数1万人未満の比較的小規模な保険者の割合が63%を占めることから、こうした自治体においては、介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより、地域差の分析、介護給付費適正化に係る方策の策定などの具体的な取組を実施することが難しいことなどが考えられる。</li> <li>また、実績値の年度によるばらつきについては、指標を令和2年度実績分から修正したことによるものである。当該指標の修正は、「新経済・財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」と関連したものであり、自立支援・重度化防止・介護費用の適正化について保険者の取組を細分化して示すこととしたものである。</li> </ul> <p><b>【参考】「新経済・財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」</b> また、2023年度評価指標についてアウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価するための必要な検討を行い、指標の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、目標値である100%を安定的に達成していくために、地域差分析・対応を系統的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3は、令和元年度及び令和2年度は目標値を達成していたが、令和3年度は目標値に若干届かなかった。しかし、その差はごく軽微であり、今後、これまでの傾向に変化が生じているか注視していく必要がある。</li> <li>指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展しており、有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標5については、介護現場のケアの質の確保、職員の負担の軽減等を図る目的から介護ロボットの導入を推進しており、その導入支援台数が目標を超過していることから、有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <p><b>施策の分析 (有効性の評価)</b></p>

	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(効率性の評価)</b></p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付適正化事業については、平成30年度から令和2年の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額で推移している(※1)。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組がおこなわれていると評価できる。</li> <li>※1 平成30年度予算額/執行額:198,754百万円の内数/1,215百万円 令和2年度予算額/執行額:197,204百万円の内数/1,485百万円</li> <li>また、保険者に対して、地域包括ケア見える化システムを活用した給付実績のモニタリングや地域分析の支援を行っており、毎年度、有識者や地方自治体の意見を踏まえ、機能の改善を図っている。こうした中で、指標内容は改善されていることから、効果的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3については、関係事業の令和3年度予算額が平成28年度と比べて約20%減額している(※2)ものの、基準値(ベースライン)から比較すると減少傾向であり、効果的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>※2 平成28年度予算額:98,460千円 ⇒ 令和3年度予算額:77,356千円</li> <li>指標4については、地域密着型サービス事業所の整備は、市町村の介護保険事業計画等に基づいて計画的に行われていることから効果的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標5について、介護ロボット導入支援事業は、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を財源とし、各都道府県が実施主体として導入費用の一部助成を実施する事業である。</li> <li>そのため、各都道府県や事業者のニーズ等を踏まえ、一定の要件を満たす場合の補助率の引き上げ等の見直しを行うなど、必要に応じた事業の見直し(※3)を通じて効果的・効率的に事業を実施していると評価できる。</li> <li>※3 介護ロボット導入支援事業について、令和2年度補正予算等を活用し、一定の要件を満たす事業所の補助率について「3/4を下限に都道府県の裁量により設定」へ拡充(従前は1/2)する等の見直しを実施。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(現状分析)</b></p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域差を分析し、介護給付費の適正化方策の策定とその取組を実施する保険者の割合(指標1)を向上させるための支援として、以下の取組を実施してきた。</li> <li>①平成27年に「地域包括ケア見える化システム」をリリースし、各保険者が自らの地域課題を分析し、対応に繋げるためのシステム環境を整備。平成29年に同システム等を活用した地域分析の手引きの発出 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ リリース後、毎年、操作講習会を実施。</li> <li>※ 認定率、受給率、受給者1人あたり給付費について、分析フローや要因分析のチェックリストを記載</li> </ul> </li> <li>②介護給付適正化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成29年の法改正により、第7期介護保険事業計画から、計画に適正化に関する取組等を記載することとされたことを受け、市町村は「市町村介護給付適正化計画」、都道府県は「都道府県介護給付適正化計画」をそれぞれ策定。</li> <li>a. 要介護認定の適正化、b. ケアプランの点検、c. 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、d. 医療情報との突合、縦覧点検、e. 介護給付費通知 の事業の実施を求めている。</li> </ul> </li> <li>③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」において、地域差の分析による課題把握や地域差の改善に向けたPDCAを評価する指標を設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるようPDCAサイクルによる取組を制度化した。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、これに基づき交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設した。</li> </ul> </li> <li>これらの取組は、以下の点で、それぞれ、指標1の向上に寄与するものである。</li> <li>①「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した手引きは、保険者に可能な限り負荷をかけずにシステム的に分析・対応策の検討ができるようにするものであること。</li> <li>②介護給付適正化事業は、給付適正化に資する取組の実施を保険者に求めるものであり、「地域包括ケア見える化システム」等の活用と併せて取り組むことで、相乗効果が得られるものであること。</li> <li>③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」は、こうした保険者の取組にインセンティブを与えるものであること。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することで、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。</li> <li>各保険者における要介護認定の地域格差については、指標2及び指標3の平成29年度以降の実績値の推移から判断すると、改善傾向にあるものの、令和3年度は前年度比でややばらつきが拡大した。</li> <li>今後、要介護認定の市町村間のばらつきを安定的に縮小させるためには、引き続き、要介護認定等適正化事業により、以下の①～⑤の取組を実施していく。</li> <li>① 自治体に対する技術的助言</li> <li>② 業務分析データの提供</li> <li>③ 認定調査員の能力向上のための研修会の実施</li> <li>④ 認定調査員向けeラーニングシステムによる、全国共通の標準化された教材等の活用</li> <li>⑤ 要介護認定質問・問い合わせ処理システム「認定質問窓口」による自治体への助言</li> <li>指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展していると評価できる。</li> </ul>

	<p><b>施策の分析 (現状分析)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5については、令和2年度末時点で令和3年度目標値を達成しており、介護ロボット・センサーの普及は一定程度進んでいると判断できる。</li> <li>・ この他、地域医療介護総合確保基金等を活用したICT導入支援事業を実施しており、令和3年度は47都道府県・5,371事業所に助成を行った。</li> <li>・ 導入後の効果に関するアンケートでは、令和2年度補助対象の介護事業所等2,560事業所からの報告によれば、「間接業務の時間が削減された(そう思う70.3%)」、「事業所内の情報共有が円滑になった(そう思う69.4%)」、「記録に要する時間が削減された(そう思う70.0%)」など、ICT機器導入による業務改善の効果がみられる。</li> </ul>
	<p><b>評価結果と今後の方向性</b></p> <p><b>次期目標等への反映の方向性</b></p> <p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1については、目標値の達成に向け、(有効性の評価で記載したとおり、)小規模保険者でも可能な限り無理なく取り組めるよう、これまでの取組をさらに改善する形で、地域差分析・対応を系統的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標2及び指標3については、目標値を「基準値を下回る」に修正する。また、引き続き要介護認定等適正化事業を実施し、目標達成に向けた取組を進めることで、適切な介護保険制度の運営に寄与する。</li> <li>・ 指標4については、順調に推移していることから、各項目ともに、第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)におけるサービス量等で令和5年度における必要量の推計値として示された水準に到達するよう、引き続き目標達成を目指していく。</li> <li>・ 指標5については、令和3年度目標を達成しており、今後については、介護ロボット・センサーの普及を一層進める観点から「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」のKPIに沿って、「地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合」を指標とし、令和4年度においては、令和3年度以降前年度を上回ることを目標とする。</li> <li>・ この他、介護事業所間のデータ連携による事務負担削減の推進等のため、ケアプランデータ連携システムの構築を進めており、国民健康保険中央会においてシステム開発を行っている。</li> <li>・ ケアプランは多くの居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、持ち込みや郵送・FAX等の紙媒体でやりとりされている現状があり、データでの授受が推進されることで、これまで移動や郵送等に要していた時間の削減や自動転記による転記ミスの削減など事務負担の大幅な削減等が進むことが期待される。</li> <li>・ 施策目標名にもある「介護分野における生産性の向上」については、中長期的にも一層推進していくべき課題と認識しており、令和4年度の社会保障審議会介護保険部会においても、施設や在宅におけるテクノロジーの活用、介護現場のタスクシェア・タスクシフティング等の各論点について広く議論を行っているところである。介護分野における生産性の向上に係る指標については、こうした議論も踏まえ、適宜見直しを検討していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果について URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17090.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17090.html</a>
----------	--

担当部局名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 林 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------	--------	-----------	----------	--------